

令和 6 年度、7 年度卒業の皆様へ

京都府立嵯峨野高等学校
校長 吉村 要


令和 8 年度（令和 9 年度進学者対象）日本学生支援機構大学等奨学生予約採用候補者募集のお知らせ

独立行政法人日本学生支援機構から大学等奨学生採用候補者の募集案内がありましたのでお知らせします。下記の内容をよく読んで、出願を希望する場合は手続きをしてください。

記

日本学生支援機構大学等奨学生予約採用とは国内及び海外大学等へ進学を希望する方が日本学生支援機構からの奨学金の給付又は貸与を希望する場合に予約する制度です。

1 奨学金の種類

奨学金の種類		金額	
(1) 給付型 (返還不要)		月額	支給額は世帯の所得に基づいて 4 つの区分に分かれ、さらに学校の種別、通学形態（自宅・自宅外）等によって決定します。参考：月額 7,300 円～75,800 円 《多子世帯支援》生計維持者の扶養する子どもの数が 3 人以上の世帯が対象 大学の場合：授業料 54 万円～70 万円、入学金 26 万円～28 万円（国公立・私立の違いによる）授業料・入学金は所得制限なく支援が受けられ、給付奨学金は所得に応じた支援区分の金額が支給されます。 ※詳細は文部科学省のホームページを御確認ください。 
(2) 貸与型 (返還が必要)	第一種奨学金 (利子なし)	月額	貸与月額、学校の種別、国公立・私立、通学形態（自宅・自宅外）等によります。大学の場合：月額 20,000 円～64,000 円
	第二種奨学金 (利子あり) 海外大学含む※	月額	2 万円～12 万円（1 万円単位）の中から選択できます
	(3) 入学時特別増額貸与奨学金 (利子あり)	一時金	10 万円～50 万円（10 万円単位）の中から選択できます


2 出願資格

(1) 給付奨学金

ア 学力基準 次の (ア)・(イ) のいずれかを満たす人

- (ア) 申込時までの評定平均が **3.5 以上**
(イ) (ア) に該当しない場合、将来社会で自立し、及び活躍する目標を持って進学しようとする大学等における**学修意欲を有すること**

イ 家計基準 次の (ア)・(イ) の両方を満たす人

- (ア) 収入基準・・・申込者（生徒）・生計維持者（父母等）の所得等に基づく※「支給額算定基準額」が基準未満
※右下の二次元コードから「進学資金シュミレーター」で家計基準に該当するか試算できます。
(イ) 資産基準・・・申込者（生徒）・生活維持者（父母等）の資産の合計が 5,000 万円未満


- ウ その他 (ア) 国又は地方公共団体より給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校が対象です。対象校は文部科学省のホームページで確認できます。
(イ) 給付奨学金の給付を受ける奨学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。別途、進学先の学校で手続きが必要ですので、忘れずに進学先の学校に問い合わせてください。

(2) 貸与奨学金

ア 学力基準

第一種（利子なし）	高等学校における申込時までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で 3.5以上※
第二種（利子あり）	高等学校における申込時までの全履修科目の学業成績が平均水準以上である等

※経済的に極めて困難な方には、第一種奨学金の学力基準に緩和があります。

イ 家計基準 家計基準の収入・所得の上限の目安（参考）

世帯人数	想定する世帯構成	給与所得の世帯（例：会社員） （年間の収入金額）			給与所得以外の世帯（例：自営業） （年間の所得金額）		
		第一種	第二種	※併用貸与	第一種	第二種	※併用貸与
2人	本人、親	761万円	1,166万円	706万円	546万円	893万円	500万円
3人	本人、親①、親②（無収入）	716万円	1,113万円	661万円	536万円	879万円	489万円
4人	本人、親①、親②、中学生	803万円	1,250万円	743万円	552万円	892万円	506万円
5人	本人、親①、親②、中学生、小学生	905万円	1,334万円	841万円	629万円	958万円	585万円

※表中の数字はあくまで目安です。上記の目安を上回っていても、特別控除等により基準を満たす可能性があります。右の二次元コードから「進学資金シュミレーター」で家計基準に該当するか試算できます。

※「併用貸与」とは、第一種と第二種奨学金を併せて利用することです。



(3) 入学時特別増額貸与

第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込んでいる方対象で、入学後初回1回のみの奨学金です。

3 出願希望申出期限

第1回	令和8年4月27日（月）	候補者決定：9月中旬以降
第2回	令和8年5月25日（月）	候補者決定：9月中旬以降

※第1回と第2回は同じ内容の奨学金です。
必要な手続きを終え選考に必要な情報が揃った方が順次採用候補者として決定されます。

4 手続きの流れ

出願を希望される方は申請書をお渡ししますので、事務室まで電話にて御連絡ください。

平日 8:30～17:00 電話番号 075-871-0723

5 その他

- (1) 日本学生支援機構貸与奨学金は、申請者本人が契約者（当事者）となり本人に返還義務が課せられます。大学等卒業後返還義務があることを御承知おきください。また、連帯保証人や保証人を立てられない場合でも、機関保証制度に加入することにより奨学金申請ができます。
- (2) 大学進学時に辞退することも可能です。また、大学入学後に申請することも可能です。
- (3) 奨学金の申込みには本人及び生計維持者（原則として父母）のマイナンバーの提出が必要となります。

6 申込に関するお問い合わせ先

日本学生支援機構奨学金相談センター 奨学金制度や手続きに関するお問い合わせ窓口です。
0570-666-301（月曜日～金曜日9時～20時）

担当者	事務部	日高
電話番号	(075)871-0723	